

令和4年第3回東大和市議会総務委員会記録

令和4年6月10日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	中間建二君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	佐竹康彦君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	関田正民君	6番	尾崎利一君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（4名）

総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
デジタル政策課長	菊地浩君	デジタル推進担当課長	藤本貴史君

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情
- (3) 4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情
- (4) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (5) 所管事務調査
行政のデジタル化について

午前 9時30分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから令和4年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは、権利の得喪に関わる文書の規定について、市の条例等の状況を事務局から説明いたさせます。

○議会事務局長（鈴木 尚君） 権利の得喪に関わる文書について、市長部局に確認いたしました事項をここで御報告いたします。

陳情書でございますように、東大和市の条例・規則上では、権利の得喪に関わる文書の規定は現在ございません。

陳情趣旨にある権利の得喪に関わる文書の規定を加える必要性について、こちらでも確認いたしましたところ、一般的にはそれぞれの文書の権利の得喪に関わる文書であるかどうかというのは、その中身をよく読んでみて、それぞれのその根拠法令、要綱ですとか規則、条例がございますが、根拠法令によらないと判断ができないということで、市の規程、ここでいうと東大和市では文書管理規則になりますけれども、そこに一括して位置づけるべきものではないという解釈でございました。

ちなみに、資料のほうに入っておりますが、羽村市ではどのように規定されているかという、文書主管課における收受文書類の取扱いとして、羽村市文書管理規程第14条第1項第4号に規定がございます。

ちょっとこれを読み上げます。「收受の日付が権利の得失又は変更に関係ある文書及び電報は、收受日付印の下に收受時刻を記入するとともに、取扱者の認め印を押し、さらに封筒のあるものには封筒にも同様の記入をし、文書に添付する。」というふうでございます。

この羽村市のような收受の時刻の記入、または取扱者の認め印の押印、この規定の必要についてもここに確認いたしましたけれども、現状なくても支障がないという認識ということでございました。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（大后治雄君） 現状、今の状態で特に何も問題がないというような状態になっているとすれば、これをいわずらに変更する必要はないんじゃないのかなというふうに私自身は思うんです。こういった法律とか含めた法令なんかを考えたときには、簡便な、明快な、簡明な規定というか、簡明な文章でもってあるというのが法律の在り方だと、法令の在り方だと思ってるので、そういったような複雑なものをわざわざここに載せる必要はないんじゃないのかなというふうに私自身は思っています。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） この陳情が、陳情趣旨自体がどういうところに意図とかあるのかというのはなかなか図りかねる点があるんですが、最大限文意を酌み尽くす努力もして論を進めたいというふうに思っております。

まず、この権利の得喪に関する文書っていう言葉なんですけど、一般にあまり聞きなじみのない言葉ではあるんですけども、この言葉は公文書等の管理に関する法律第4条で、「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と義務づけておまして、この条文の4項で、「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」に係る文書だというふうに記されています。

この陳情原因、陳情理由の各所で繰り返し、請願または議会規則について触れているんですけども、ここで言う権利の得喪に関する文書というのが請願書や陳情書を指しているものとも読めます。その場合、請願人の利益は請願権の実現であり、当該請願が適切に収受・受理され、適切に処理されることにあります。そのため、本陳情は議会運営委員会に差し戻して審査されるのが適当ではないかとも考えられます。

また、そうではなく、ここで指しているものが行政文書一般を指していると考えた場合、陳情理由で羽村市の文書管理規程、先ほど事務局長から御説明ありましたが、この14条1項4号には、権利の得失と規定があるから、東大和でも条例・規則で権利の得喪に関する文書を規定する必要があると言ってるとも読めます。

この羽村市文書管理規程14条1項4号を見ますと、御説明の繰り返しになってしまいますが、文書主管課における収受文書類の取扱いについて、「収受の日付が権利の得失又は変更に関係ある文書及び電報は、収受日付印の下に収受時刻を記入するとともに、取扱者の認め印を押し、さらに封筒のあるものには封筒にも同様の記入をし、文書に添付する。」と定めております。

当市の東大和市文書管理規則の12条でこれと同様の定めを置いており、新たに何かを定めなければならない理由があるとは思いません。

本陳情については、一部事実誤認もあるのかとは思いますが、いずれにしても、本委員会での採択に賛同する条件は見いだせないため、私はこの陳情については、この場では反対の態度を取らせていただかざるを得ないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。
討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情、本件を採
択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（和地仁美君） 起立なし。
よって、本件を不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳
情、本件を議題に供します。
朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める
陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。
お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（大后治雄君） 本陳情に関して、これを採択していただきたいというお気持ちはよく分かります。分か
るんですけども、これ陳情趣旨読ませていただくと、聖域のない法整備っていうようなことが述べられていて、
聖域がないっていうのは、逆に考えれば歯止めがないっていうことにもつながりかねないなというふうに思
うんです。聖域がないっていうことは、テーゼもアンチテーゼも、原則も例外も、そういったものを全て取っ
払って考えてくださいっていうようなことになってくると思います。

また、聖域のない法整備っていうのは、およそ法ということを考えてときには、例えば各種条約であるとか
憲法であるとか、全ての法令がここに入ってくるような形になってきます。そうしたときに、歯止めがない、
ここで言うところの聖域がないっていうことは歯止めがないっていうことになってきてしまう可能性があるんで、
ちょっとこれ考え方として危うい方向性をはらんでるのかなというふうな気もいたします。

あと、この陳情理由の一番下のほうで、「国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ること

にあります。」とあるんですが、私は国家の最大の責務は緊急時についていうところがちょっと違和感があるなと。平時も含めて常に国民の命と生活を守ることに、私は国家の責務というのはあるんじゃないかなというふうに思っていて、この部分に関してちょっと違和感があって、国家観が異なるなというふうに思っております。以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（蜂須賀千雅君） 陳情趣旨とそれから陳情理由を幾つか読ませていただきましたが、この文章から読み取れるのが、私は今も新型コロナの感染症が影響をし続けて、この先、大震災、それから自然災害、いつ起こるか分からないところで、どの自治体も被災地になり得るという中で、こうした感染症や自然災害に強い社会をつくることってというのは、全国的な課題になってるということは誰しもが認知している部分だと思うんですが、その中で国会が建設的な議論を取り組むことということで求めているという、非常に単純な部分の内容かなというふうに私は感じていますので、この部分は我が党としては賛成をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） この本陳情なんですが、新型コロナ感染症の拡大によって医療提供の崩壊の危険を招く事態が発生したこと、自然災害等による地方自治体の行政機能が停止したことなど、理由を挙げられまして、あと戦争もそうですね。緊急時における全ての法律の在り方について議論を促進することを求めるとされておりますが、陳情理由で挙げられてる内容から判断をいたしまして、今衆参両院の憲法審査会で議論されている緊急事態条項の制定を求めるものだというふうに解釈をいたします。

私ども日本共産党は、日本国憲法の全条項を遵守するという立場から、この緊急事態条項の制定については、現時点で日本国憲法の下においては不要であり、民主的な統治にとっては有害でさえあるとも考えております。

陳情理由に挙げられている項目に沿って幾つかこの場では議論をしたいと思いますが、ほかの議論もあるかと思っておりますので、まとめてじゃなくてね、もしあれば、またこれに対してということで、取りあえず一回、いいですか。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（床鍋義博君） 先ほど、他の委員から聖域のないところの法整備っていうところは少し危険性があるという話でしたけれども、基本、法整備っていうところに聖域が法治国家においてあるのかなっていうのはちょっと疑問があって、逆に言えば、憲法が最高機関であるっていうところに関しては、それが法で整備されてるからそのとおりであるので、その辺については、言葉で何か聖域のないとかっていうと、何となくその危険性を感じるっていうの、ちょっと分かるんですけども、そもそもそういったところが私としてはないのかなっていう形で、今回の陳情の理由とかを読んでも、特段何かこれが国民の生活を脅かすようなものではないなというふうには思いますし、もう一つ言えることは基本的にやまとみどりとしては、こういった国に対するものは国に任せればいいのかと思っはいるんですけども、それを理由に反対をするっていう積極的な理由ではないなというふうに判断をしております。

以上です。

○委員（森田真一君） では、2回目の発言になりますが、この書かれているおおむねの柱について、それぞれ述べてみたいと思います。

まず、第1に新型コロナウイルス感染症や自然災害等への対応に関わってってということなんですけども、これは既に災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、災害救助法など、現行憲法下でも現行の法律で十分対応してきており、憲法を変えなければ対応できないという事態は全く見当たらないというふうに思います。

仮に今の法律で十分対応できてないことが明確になった場合は、新たに法律を改正するというのをすればいいのだというふうに思います。

この間、実際に、先ほど私はこの陳情を、緊急事態条項の制定を国会に求める内容であるというふうに考えたと申しましたけども、国会では、これは3月31日に行った衆議院での憲法審査会の中の資料がインターネットでも開示をされているんですが、大規模災害の発生、災害対策基本法の変遷ということで資料が出ていました。

これ見ますと、1959年の伊勢湾台風、それから95年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災、2014年の平成26年豪雪、2016年の平成28年熊本地震、2019年の令和元年東日本台風（台風19号）ですね。非常に記憶に新しいものもありますけども、日本を騒がすような大災害、いずれもそうだったわけですが、これが来るたびに、不測なことがあれば災害対策基本法の一部改正を行って対応してきたということは記されています。

ですので、こういったことは現実に行われておりますから、十分現行憲法下でも緊急事態条項をわざわざ設けなくてもいいんだというふうに、この資料見ると分かります。

また、本陳情は、被災をした自治体の行政機能の停止を理由に、国会において緊急時における全ての法律の在り方について建設的かつ広範な議論を促進すること等に取り組んでいただくことを強く求めるとありますが、内閣への権限集中、つまりいわゆるここで言う緊急事態条項の創設について触れているわけですけども、2015年になります、日弁連が東日本大震災の被災3県の37市町村に対して実施をしたアンケートでは、災害対策、災害対応について市町村と国の役割の分担はどうあるべきかという質問に対して、市町村主導と19の自治体が答えたのに対して、国の主導でというふうに答えたのは1自治体にすぎませんでした。

さらに、被災経験のある福島県の弁護士会では、被災地の復興のために何よりも必要なのは、政府に権力を集中させるための法制度を新設することよりも、むしろ事前の災害、事故対策を十分に行うこととともに、既存の法制度を最大限活用することであると、このように意見を表明しております。

それから、ウクライナを例に国際的な平和環境について触れられておりますけども、こういう議論をするときに一番危ないのは、現に今戦争をやっているときにこの議論を始めようっていうのが、最も土台がぐらぐらして、言ってみれば感情的になりやすい、こういう状況ではないかというふうに思います。

まさしく先ほど大后委員からもお話ありましたけども、連続して平時こそ、そういうことを考えるときだというふうに思いますので、こういう議論をするときには、私は今適切ではないというふうに思います。

これらのことから、統治論ということになるんですけども、中央政府に権限を集中させるのではなく、被災者に一番近い自治体である市町村に主導的な役割を与えるということが大変重要であるということは明らかというふうに思います。

3つ目に、この統治論との関わりでいうと、内閣と内閣総理大臣に権限を集中させれば国家権力の濫用が危惧されるという点ではありますが、本陳情で言う緊急時における国民の命と生活を守ることを口実に緊急時における全ての法律の在り方を見直せば、その帰結として権限を内閣に集中させ、まどろっこしい国会による民主的な統制ですとか裁判所による司法統制、こういったことを受け付けなくなる独裁的な体制が最も効率がよい

ということになりかねません。

実際に緊急事態条項というのは、これは有名な話でありますけれども、過去にも濫用されてきた歴史があります。ヒトラーは、ワイマール憲法の大統領の緊急命令の規定を根拠に、政敵の選挙集会の強制解散、機関紙の発禁処分、警察官の政敵への武器使用の容認などを行いました。多数のナチスの政敵を逮捕するなど、大統領非常権限に基づく緊急命令により、ヒトラーの独裁政権が樹立され、その後、ユダヤ人の大量虐殺などの重大な人権侵害が行われたわけであります。

こういった反省を踏まえているからこそ、この日本国憲法では緊急事態条項をこれまで設けてこなかったというふうに言われております。

取りあえず、この項目に沿いますと、そんなところかなというふうに思います。

○委員（床鍋義博君） 今森田委員がおっしゃったことで、ちょっと引つかかるところがあったんですけども、聖域が憲法であるというような解釈なのかなとちょっと思っていて、そう考えると、憲法を改正すること自体ができないというのって法治国家としてどうなのかなと思っております。それに国会が建設的な議論に取り組むってことすら、もし否とするならば、憲法に規定された言論の自由とかを、それこそ否と言っているようなもので、憲法を守るって言っている一方で、憲法に違反するっていう自家撞着的な何か論理なのかなというふうに思います。

私としては、懸念は非常に分かります。緊急事態事項で全ての基本的人権が制限されるようなものはつくってはいけないというふうに思っております。そのことの議論と、今ここに内容に書かれていることから、そこを読み取るっていうのは少し無理筋ではないのかなというふうに思っております。

議論の中に内閣に権限が集中する云々とかって話してますけど、この内容についてはそういったことが一切書かれておりませんので、少し類推解釈し過ぎなのかなというところがあります。

以上です。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

そうですね、ちょっと言葉も足らなかったところももしかしたらあったかもしれませんが、私どもは、憲法の全条項を守るって、すみません、ちょっと陳情から外れてしまいますけど、立場の話をしますけれども。

日本共産党は、憲法の全条項を守ると申しておりますので、当然のことながら、憲法96条、改憲の発議の規定、これも含めて守るという立場で、この間議論もさせていただいているところでございます。

どうしても流れで見えておりますので、言ってみればこの文面にないことも少し補足しながら読んでおりますけれども、もともと少し長いスパンで見ますと、自民党さんはじめ、日本の中には今の憲法をやっぱり変えたほうがいいというお立場の方、ずっとそういう立場で活動されている方がいらっしゃって、その立場については理解をしているところではありますが、この間の流れで言うと、特に憲法9条ですよ、9条から始まって、ダイレクトにこれ改憲するんだっていう言説もあったんですけども、なかなか現実には届かないと。

安倍政権に入ってからになるかと思いますが、今申し上げた憲法96条のハードル下げていくと、こういう議論がかつてありました。最近ほとんどそれ聞こえてこないですけども、今度は憲法そのものじゃなくて、個別の災対法などを含めた法律を緊急事態に合わせて改定していくっていう、そういうことで、私どもから見ればっていうことですけども、非常にからめ手で、だんだんちょっとずらしながら改憲ということで主張なさっているのかなと。そういう流れの中で、この陳情を見てしまったものですから、少しこの陳情から外れて見られたことはちょっと否めないところかなというふうに思います。

ただ、国会の議論、私もインターネット中継などで一通り見てみたんですけども、やはりこの陳情とよく似た議論がされておまして、他市になりますけども、近くでいいですよ、今年の4月ですけども、川崎市で、これは議員提案ということでしたけども、ほぼ同じ内容の意見書を採択されておまして、ここの意見書も、文面、非常に近い内容でありましたので、全体の流れとしてはそういうことなのかなというふうに見ております。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君）　　る聞かせて、ありがとうございます。聞かせていただきましたが、基本的に私もそんなに深読みするほうじゃないので、他市のやつもいろいろ見させていただきましたが、それよりは半分緩いって言い方が合ってるかどうかですが、今深読みするような文言も特にここにはないと私も認識してますんで、純粹にこの陳情者は、こういった思いで意見書を出してくださいということですので、この陳情理由に沿ったこの内容に近いもので意見書も上げればいいのかというふうには個人的には考えております。

以上です。

○委員（中間建二君）　　様々各委員の立場でいろいろ御意見が述べられたと思いますけども、私は、この陳情趣旨の書かれてある短い文章の中で、なかなか国民の命と生活を守るために国会において建設的な議論を取り組むよう求める、そういう意見書を出してもらいたいということに対して、これは誰もが万人が望んでることであって、これをなかなか否定するっていうのは難しいかなというふうには受け止めております。

それで、先ほど様々発言がありました聖域のない法整備っていったときに、ここで言う聖域とは何のことを言ってるのかっていうところが若干、確かに分かりにくいところはあるんですが、ただ、やはり類推解釈というか、解釈すれば、当然法律は憲法の枠内で整備されるわけだから、憲法の在り方も含めて検討してもらいたいというふうにも私も受け止めておりますし、当然、先ほど発言がありました、国会においては憲法審査会等で緊急事態条項等も含めて議論がされているということも承知をしておりますが、ただそれは私は、ある意味では憲法の在り方も含めて議論をしていく。それは、今のコロナ感染症とかロシア云々ということ以前の問題として、常に継続して議論をし、必要などときには結論を出していくということは、私は当然だと思いますので、この陳情者が求める内容等については、ある意味では当然のことだと思いますし、同じ、そういう趣旨でこの意見書を出すということであれば、私は、憲法の在り方も含めて不断の見直しをする。または、ここでは建設的な議論に取り組むということを求めているわけですから、建設的な議論を促進するように、既に今行われてるという考え方もあるかと思いますが、こういう趣旨で意見書を出すことについては何ら問題はないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君）　　ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君）　　自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君）　　御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君）　　4第10号陳情　緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情に対する反対の立場で討論いたします。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって医療提供体制の崩壊の危機を招く事態が発生したこと、自然災害等による地方自治体の行政機能が停止したことなどを理由に挙げ、緊急時における全ての法律の在り方についての議論を促進することを国会に求めるとしています。

陳情理由で挙げられている内容から判断をして、今の衆参両院の憲法審査会で議論されている緊急事態条項の制定を求めるものと解します。すなわち緊急時に憲法の規定から外れた権力を内閣に与えることについて国会に求めるものです。

私ども日本共産党は、日本国憲法の全条項を遵守する立場から、緊急事態条項の制定は現時点での日本国憲法の下においては不要であり、民主的な統治にとっては有害であるとさえ考えています。

陳情理由に挙げられている項目に沿って理由を申し上げます。

第1に、新型コロナウイルス感染症や自然災害等への対応に関わってですが、これは既に災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、災害救助法など、現憲法下でも、現行の憲法で十分対応しており、憲法を変えなければ対応できない事態は全く見当たりません。仮に今の法律で十分対応できないことが明確になった場合には、法律を改正すればよいだけです。

また、本陳情は、被災した自治体の行政機能の停止を理由に、国会において緊急時における全ての法律の在り方について建設的かつ広範な議論を促進することに取り組んでいただくことを強く求めるとあるので、内閣への権限集中、すなわちいわゆる緊急事態条項の創設を求める言及かと思えます。

2015年に日弁連が東日本大震災の被災3県の37市町村に対して実施したアンケートでは、災害対策、災害対応について、市町村と国の役割分担はどうすべきかとの質問に対して、市町村主導と19の自治体が答えたのに対して、国主導は1自治体にすぎませんでした。

また、さらに被災経験のある福島県弁護士会は、被災地の復興のために何より必要なのは政府に十分な権力を集中させるための法制度を新設するよりも、むしろ事前の災害、事後対策を十分に行うとともに、既存の法制度を最大限活用することであると意見を表明しています。

これらのことから、中央政府に権限を集中させるのではなく、被災者に一番近い自治体である市町村に主導的な役割を与えることが重要なことは明らかです。

第2に、ウクライナ戦争を例に挙げて国際的な平和環境との関係で述べられておりますけれども、こういう有事の際にこういった憲法ないしは憲法に隣接するような議論をするというのは非常に危険であるということも、申し添えておきたいというふうに思います。

第3に、これは統治論ということになりますが、内閣と内閣総理大臣に権限を集中すれば国家権力の濫用が危惧されるという点についてであります。

本陳情で言う緊急時において国民の命と生活を守ることを口実に、緊急時における全ての法律の在り方を見直せば、その帰結として権限を内閣に集中をさせ、まどろっこしい国会による民主的統制も裁判所による司法統制も受け付けなくなる独裁的な体制が最も効率がよいということになりかねません。

確かに緊急事態にあつて国が主導的に何かをするということは、当然これ起こり得るわけですが、事後的に国会、また裁判所と、こういったところでその行動が正しかったのかどうかということが検証されることが、この緊急事態条項の議論では、そういうところが抜けてくる危険があるということが再三指摘されてるところです。

実際に、緊急事態条項、過去に濫用された歴史があります。先ほど申し上げましたが、ヒトラーは、ワ

イマール憲法の大統領の緊急命令の規定を根拠にして、政敵の選挙集会の強制解散、機関紙の発禁処分、警察官の政敵への武器使用の容認などを行いました。多数のナチスの政敵を逮捕するなど、大統領非常権限に基づく緊急命令によりヒトラーの独裁政権が樹立され、その後、ユダヤ人の大量虐殺などの重大な人権侵害が行われました。こうした歴史の反省を踏まえているからこそ、日本国憲法では緊急事態条項を設けておりません。

1946年の衆議院で当時の金森徳次郎国務大臣は、日本国憲法に緊急勅令、緊急財政処分、非常大権などの規定がない理由について、次のように挙げております。

1つ、民主政治を徹底させて、国民の権利を十分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止しなければならないこと。2、非常という言葉を口実に政府の自由判断を大幅に残しておくこと、どのような精緻な憲法でも破壊される可能性があること。3、特殊の必要があれば臨時国会を招集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を招集して対処できること。4、特殊な事態には平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で完備しておくことができることと答弁をしております。

すなわち、日本国憲法は、緊急事態に行政への権力集中で対応するのではなく、あくまでも民主政治を徹底することにより対応すべきだとし、それが可能だとし、緊急事態条項を設けていなかったわけです。

独裁的に一部の権力者に権限を集中させ、その権限が濫用された場合にどのような事態になるのか、まさに今その重大な弊害に国際社会が直面しているというのは、このウクライナ戦争、この陳情の中では触れておられませんけど、そういうことを今私たちは目の前にしているのではないのでしょうか。

以上に述べてきたように、感染症や自然対策には今の憲法の下での現行の法律で対応できるのですから、独裁的な権限を内閣に与えるような憲法の在り方、緊急事態条項の在り方の検討などを求める本陳情に反対することを表明いたしまして、討論いたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

午前10時14分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました4第10号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書

の案文につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで、説明員入室のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時14分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から、令和4年3月から令和4年5月までの災害対応等について、タブレットに記載の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

この資料について質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 資料ありがとうございました。この火災対応の中の7番と8番、南街1丁目の通報なんですけども誤報が2件で、全く同じ場所であったかというふうに思います。同じ場所で日も近くて誤報だったということは、非常に何か故意に通報されたのかなっていうことを感じるんですけども、この辺について何かこう、市として情報等あれば教えていただければと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） ただいま御質問のありました資料の1の（7）と（8）でございますけれども、こちらの火災につきましては、委員のおっしゃるとおり同じ場所でございます。この原因でございますけれども、通報者と結局接触ができずに、私どもとしてもまだ把握していないと、こういう状況でございます。

以上であります。

○委員（佐竹康彦君） ちょうど病院の近くのアパート、マンションのようなところであったものですから非常に多くの消防車が来て、近隣の方も非常に不安がってらっしゃいましたし、当然、もし本当だったら病院も近くでございますので非常に重大なことになっていたと思います。もしいたずらだとしたら非常に悪質なものだと思いますので、これは市としてどうこうできるものではないかと思うんですけども、引き続き注意を払っていただきながら、こういった事例のないように啓発活動等を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 今、資料の1のほうの御質疑いただきましたけれども、資料の2のほうの大雨等の対応につきまして、ちょっと関連の情報提供ということで御説明したいと思います。

この期間は、確かに記載のとおり大雨等の災害はございませんでした。ただ、私どもとしては、これから梅雨それから台風シーズンになるということで、出水期の備えということでございまして、5月29日の日曜日に水防訓練を実施いたしました。

こちらのほうは、時期的には新型コロナのリバウンド警戒期間が終わってからまだ1週間という期間でございましたので、参加者につきましては通常の参加者の約2分の1で実施いたしました。水防工法と水防本部運営訓練ということで実施いたしまして、2年のブランクがございましたけれども実動訓練をしたということで、

今後この感染状況も踏まえながら、なるべく実動訓練ができるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○委員（中間建二君） 今、大雨等の対応について御説明いただきまして、水防訓練等もやっていただいたということで、やはり火災も当然ですけども、ここのところ大雨、集中豪雨等が、これまでもありましたけども、また多くなりそうな感をしている方も多いかと思うんですけども、改めてその市の対策・対応といたしますか、例えばこれまでですと、ある程度過去の実績からどこに冠水をするのか、または河川がどこが危ないのかということとは当然情報がある中で、事前に備えていただいたり、土のうを運んでいただいたり、様々な対策・対応等もこれまでも取られているかと思いますが、それらの状況ですとかまた、例えばその冠水の状況も、近年様々市のほうも御努力いただいて様々な改善も効果も見られているというふうにも受け止めておりますが、その辺でそういう危険箇所というか対策を取る場所も変わってきているのか、そのあたりの情報がもしありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 水害につきましての、防災対策の最近の傾向というようなふうを受け止めておりますけれども、まず冠水箇所につきましては、従前から水が出る場所はそれほど変わっていないというふうに私どもは認識しております。

今回の、先ほど御説明した水防訓練でも実施したんですが、今まで法定の指定避難所のほかに自主避難所という制度ございまして、これは、もし市民が不安を感じたならば自主的な避難の受入先として設置するものでございますけれども、そういった自主避難所という避難所を今回の水防訓練でも取り入れて訓練をいたしました。

それから、警戒レベルに伴う市の対応として、従前は避難勧告というのがございましたけれども、これが廃止されまして、避難指示というものに一本化されます。これは警戒レベルの第4段階で出すものでございますけれども、5段階ですと緊急安全確保とあって、非常に危ない状態のときとにかく身の安全を図ってくれというような指示を出します。こういった新しい避難指示等につきましてもこの水防訓練で取り入れました。

そういう形で、水害の場所というその物理的な状況はあまり変わりませんが、避難所の運営ですとか、それからこういった避難指示、緊急安全確保、あるいはその一つ手前の高齢者等避難という、新しい私どもの避難の指示の出し方、これも訓練に取り入れて、より効果的に実施したということでございます。

以上であります。

○委員長（和地仁美君） そのほか質疑等ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、以上で本件の報告を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） それでは報告を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、行政のデジタル化について、本件を議題に供します。

本日は、担当部署より庁内ネットワーク環境の改善について説明をいただき、その後質疑を行いたいと思います。

それでは庁内ネットワーク環境の改善について説明を求めます。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） それでは、庁内ネットワーク環境の改善につきまして御説明させていただきます。

前回の総務委員会では、市全体のデジタル化の推進について御説明いたしましたでしたが、今回は、デジタル化を進めるための個別の取組の一つとして、庁内ネットワーク環境の改善について御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

最初に、1の要旨についてでございます。

現在、東大和市では庁内のネットワーク環境がLGWAN接続系、これは職員が通常業務で使うネットワークでございます。このLGWAN接続系とインターネット系に物理的に分離されております。このため、職員は、自席の端末でインターネットやWEBメールを利用できず、その都度インターネット端末に移動して作業をしております。このことについて、職員の業務を効率化するため、LGWAN接続系の端末でインターネットを利用可能にするなど、庁内ネットワーク環境の改善を目指すものでございます。

次に、2の目的についてであります。

近年、市を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、市民ニーズは多様化・複雑化しております。今後、変化する市民ニーズに適切に対応していくためには、職員の業務を効率化し、限られた人的資源を新規事業や市民サービスのより一層の向上のために活用していく必要がありますことから、本取組を進めるものであります。

次に、3の具体的取組についてであります。

具体的な取組内容を下の表でまとめております。なお、これらの取組につきましては、総務省が示しておりますガイドラインで認められている範囲内で取り組むものであります。

それでは、その下の表のほうを御覧いただきたいと思います。まず、パソコンでございますが、現在デスクトップ型となっております。こちらを今年度以降、ノート型への変更を進めてまいりたいというふうに考えております。

次にインターネット、WEBメールにつきましては、現状各課1台のみの運用となっておりますが、令和5年度を目標といたしまして、職員の自席端末で利用可能となるよう目指してまいりたいと考えております。ネットワーク接続方法につきましては、令和6年度を目標といたしまして、有線のLANからWi-Fiへの変更を目指してまいります。

なお、表の下に記載しております(2)の予算措置であります。これら取組に必要な経費につきましては、今後必要な時期に予算計上を御提案させていただきたいと考えております。

次に、2ページを御覧いただきたいと存じます。

このページでは、庁内ネットワーク環境の現状と改善後を図で表しております。上が現状となっております。御覧のとおり、中央のLGWAN接続系と右のインターネット接続系、こちらは物理的に分離されております。このため両者間のデータのやり取り、これにつきましてはその都度、USBメモリー等を使用して行っており

ます。それに対しまして下は改善後でございます。画面転送方式という方式を取り入れることによりまして、中央のLGWAN接続系でインターネットの利用が可能となるようにしたいと考えております。

次に、3ページを御覧いただきたいと存じます。

5の庁内ネットワーク環境改善後のイメージについてであります。写真にありますように、まず小型軽量のノートパソコンを導入するとともに、必要に応じまして大型のモニター、こちらを併設する予定であります。また本取組と併せまして、文書管理・電子決裁システムの導入を検討することによりまして、ペーパーレス化の推進が可能となるというふうと考えております。

また、会議・打合せにつきましては自分のノートパソコン、こちらを持って会議室に移動することによりまして、ペーパーレスで実施できるようにしたいと考えております。テレワーク対応につきましては、J-LISのテレワークシステムというのがございます。こちらのシステムを導入することによりまして、庁内端末、こちらの遠隔操作が可能となりますので、テレワーク業務の幅を広げることができるというふうと考えております。

最後に、6の庁内ネットワーク環境改善による効果等についてであります。

一連の取組を実施することによりまして効果を、4点まとめております。

まず1点目といたしまして、自席におけるインターネットの利用により、インターネット端末を他の職員が利用している間の待ち時間が解消されます。また、国・東京都の資料確認や他市状況等の把握が容易となりますことから、リアルタイムの情報に基づく業務執行が可能となるというふうと考えております。

2点目は、ノートパソコンの導入とWi-Fi環境の整備によりまして、庁内のどこでも自分のノートパソコンを使用して会議・打合せが可能となるため、会議資料のペーパーレス化を図ることができます。

3点目です。本取組と併せまして文書管理・電子決裁システムや庶務事務システム、こちらの導入を検討することによりまして、より一層の業務の効率化とペーパーレス化を目指すことが可能となります。

最後に4点目です。こちらは、将来的な展望に関する内容でございますが、ネットワーク環境を改善し、ペーパーレス化を推進することにより、固定の机・紙資料などで制限されている現在の働き方から転換し、柔軟で自由に働くことができる未来型の職場環境を目指すことが可能となります。

このような効果を期待いたしまして、一連の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑等ございましたら御発言願います。

○委員（佐竹康彦君） 御説明ありがとうございました。

何点か確認というか、より詳しく教えていただきたいのが、資料1ページの具体的取組の中の目指す姿がノート型ということで、これ職員1台ノートが使えるようになるということだと思んですけども、これはもう当然リースだと思うんですけども、そういったもののリースをやる、これまでもその予算については国や都の補助があったかと思うんですが、国や都の補助の在り方はどのような形になるのか、詳しく教えていただければと思います。

続きまして、2ページの庁内ネットワーク環境の現状と改善後で、改善後、インターネット接続系からLGWANのほうに画面転送で移行できるということで、このセキュリティーの在り方を今後どうされていくのかということについて、より詳しく伺えればと思います。

3点目として、3ページのネットワーク環境改善による効果等で、4番目の柔軟で自由に働くことができる未来型の職場環境という、非常に理想的な文言なんですけれども、これを具体的に言うとどのような環境なのか、この3点について詳しく教えていただければと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 私のほうから、1個目と2個目の御質疑について御回答させていただきます。

まず1点目の、端末の導入に当たりますの国や都の補助の在り方でございますけれども、今回、今年度導入いたしますデスクトップ型でございますが、令和4年度以降導入ということで、今年度に70台導入を予定しております。こちらにつきましては、予算措置のほうをしていただいております、こちらのほうの活用にあたっては、国の新型コロナの対策の交付金のほうを活用させていただいて、こちらのほうの今回の70台については購入をする予定でございます。また来年度以降につきましても特定財源、こちらのほうの積極的な活用を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから2点目でございます。LGWANの環境で、インターネットが利用になることについてのセキュリティ対策でございますけれども、こちらのセキュリティ対策、大きく2つの対策を講じてございます。

まず1点目でございますけれども、市のほうからインターネットの接続をする際には、東京都のセキュリティクラウドという、大きなそちらのセキュリティをしている、監視しているところがございまして、市のインターネット回線は全てそちらを通るというところで、常時、攻撃等の監視を東京都のほうでしているというところが1点目でございます。

それから2点目でございますが、この画面転送方式という方式を取り入れることによりまして、LGWANの接続系と見た目は同じなんですけれども、中の環境が別の環境という形になりますので、仮に攻撃等があった場合でも、LGWAN系の接続系への影響というのは最小限に済むというところがございまして、このような形で、総務省の定める範囲内でセキュリティも担保してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○総務部長（矢吹勇一君） 未来型の職場環境について御説明いたします。

現在の市役所での職場環境が書類を中心に業務をしております関係から、各自が自席にて書類の保存をして、またパソコンも有線のパソコンを机の上に置いて、その場所での業務を行うということになってしまいます。これをデジタル化によりまして、まずペーパーレス化が図られる。また、Wi-Fi環境を整えることによって、パソコンをどこでも持って業務ができるという環境が、条件が整うかと考えております。それによりまして、いわゆるフリーアドレスというふうに言われるような職場、机に拘束されないようなどこでも持ち歩いて基本勤務ができる、そのようなことを考えております。

またもう1点は、現在も試行的に行っておりますが、テレワークでございます。テレワークにつきましてもノートパソコンということで可能になりますので、そういったことを利用してテレワークもより推進ができるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 今、セキュリティのところ御説明いただいたところは納得できたんですけども、もう一つ情報漏えいっていう危険性もあると思います。東京都が監視するっていうところはウイルスのところですけども、情報漏えいについてはそれは別な監視のシステムが必要だと思っておりますけれども、そういったところの対策について。

あともう一つ、自宅でテレワークをする際にも同様のことが考えられると思います。また、家庭での使用についてはなかなか、どういうふうに監視していくのかなど。要はログイン履歴であるとか、こういったところアクセスする権限をどういうふうに設定するのとか、あとVPNをどういうふうに設定するのとかといったところを、今どういうふうに考えているのかということをお聞かせください。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） まず、1点目の情報漏えいの関係でございますが、他市の多くで起きているこの情報漏えいですけれども、ウイルスに感染して、その影響で情報が漏えいするというようなケースが多く見受けられているというふうに理解しております。このような対策につきましては、先ほど御説明したとおり2つの対策によりまして、セキュリティーのほうを担保してまいりたいというところがございます。

あともう1点、情報の取扱いをする職員のスキルと申しますか、意識のほうの向上というのを、今回インターネット環境が、大きく利用する環境が広がるということになりますので、職員に対するセキュリティーに対する研修等、こういったものをやっていく必要があるというふうに考えてございます。

それから2点目の関係でございます。家庭での使用での関係での対策というところでございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明したJ-LISもテレワークシステムというものがございます。こちらについては、J-LIS、地方公共団体情報システム機構が設定しているシステムでございまして、LGWAN環境の中でも、安全にテレワークができるということで設定されたものでございます。

こちらにつきましても、仮に自宅で使用する場合、例えば職員の家族であるとか、そういったところでその画面が見れるような環境にもなることは想定できます。ですので、こちらについてもその運用の具体的な内容、セキュリティーの関係、情報の漏えいについては意識づけとか、そういったところを重点的にやっていく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 答弁漏れがあるんですけど、要はログイン履歴とか、そういったところとか権限とか、そういったところに違反したときにちゃんとアラートが出るとか、すぐ庁内で発見できるというような、そういうシステムがあるのかといったところを教えてください。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） こちらのテレワークシステムでございまして、そのような履歴等が管理できるものがあつたと記憶してございますので、そのようなところで管理できるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） ここで、説明員退室のため暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続いて委員間での自由討議を行います。

○委員（佐竹康彦君） 今、市長部局のほうから様々御説明いただきました。1人1台ノートパソコンを持って、インターネット環境にもすぐにアクセスできるということで、今までの働き方がやはり都度ごとに、別の場所に行っていかなきゃいけない。相当その時間のロスもあったろうし、作業のロスもあったろうというふうに思いますので、早くこういった環境整備をして時間の削減と時間の有効活用と、また人的資源の有効活用を進められるのは大変よろしいことだと思いますので、なるべく早く、国にもしっかり予算を求めながら環境整備をしていただいて、可能な限り早くそういった職場環境を整えていただいて、職員の方により有益なお仕事していただけるように進めていっていただければなというふうに思います。

あと、床鍋委員からも様々な観点からセキュリティーの在り方について御質疑ございましたけども、そういった自由になる分、しっかりとセキュリティー、ここら辺も当たり前ですけども、重ねてで申し訳ないんですけども、しっかりこれやっていかないと、非常に情報漏えいですとか巧妙になっていますので、これについても留意しながら進めていっていただければなという感想でございます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものとして、自由討議を終了いたします。

続きまして視察についてであります。正副委員長といたしましては、行政のデジタル化に先進的である渋谷区のデジタル化の取組について、来月7月22日に視察を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） それではお諮りいたします。

会議規則第96条の規定に基づき、タブレットに掲載の派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました委員派遣については、新型コロナウイルス感染拡大等の理由により変更または中止を要する場合については、その措置を正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、行政のデジタル化についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（和地仁美君） これをもって、令和4年第3回東大和市議会総務委員会を散会いたします。
午前10時40分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美